

マンションの管理の適正化の推進に関する法律

第五十九条

試験に合格した者で、管理事務に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認めたものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 一 ~~成年被後見人若しくは被保佐人又は~~破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 第三十三条第一項第二号又は第二項の規定によりマンション管理士の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 五 第六十五条第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 六 第八十三条第二号又は第三号に該当することによりマンション管理業者の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内にその法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しないもの）
- 七 ~~心身の故障により管理業務主任者の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの~~

この部分を誓約して頂きます。

赤字は改正箇所です。

- ①第一号の「成年被後見人若しくは被保佐人又は」の削除。
- ②第七号が加わる。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則

(心身の故障により管理業務主任者の事務を適正に行うことができない者)

第六十九条の十八

法第五十九条第一項第七号の国土交通省令で定める者は、**精神の機能の障害により管理業務主任者の事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者**とする。